

健康

後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療と介護両方の負担が長期にわたって継続的に重複している世帯にとっては、家計の負担は軽くありません。このような場合の負担の軽減を図るために設けられたのが、高額医療・高額介護合算療養費制度です。この制度では、世帯内の同一の医療保険の加入者について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が自己負担限度額（年額）を超えた場合、申請によって限度額を超えた金額が支給されます。

所得区分	対象者	自己負担限度額（年額） 8月1日～翌年7月31日の合計
現役並み	現役Ⅲ 課税所得690万円以上の人	212万円
	現役Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
	現役Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
一般	自己負担割合「1割」で、区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない人	56万円
区分Ⅱ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人	31万円
区分Ⅰ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員が所得0円、または高齢福祉年金受給者の人（年金の所得は、控除額を80万円として計算）	19万円

※自己負担額から限度額を差し引いた額が501円以上の場合に限り支給されます。
※対象と見込まれる人には、申請書を2月末頃に発送します。

申請に必要なもの

- ・被保険者証（後期高齢者医療と介護保険の両方）
- ・申請者の印鑑
- ・振込口座が分かるもの（被保険者本人以外の口座への振込みは委任状が必要）
- ※年齢到達・転居などにより医療・介護の保険者が変更となった場合、前保険者の発行した自己負担額証明書が必要となる場合があります。



申請先 健康課、各支所

葬祭費を支給しています

被保険者が亡くなったときには、葬祭を行った人に葬祭費を支給していますので、早めに支給申請をしましょう。
※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- ・葬祭を行った人の氏名を確認できる書類（会葬礼状、火葬許可証など）
- ・葬祭を行った人の印鑑
- ・葬祭を行った人の預金通帳など口座番号と名義の確認ができるもの
- ※葬祭を行った人以外の申請・受領の場合には委任状が必要です。



申請先 健康課、各支所

「医療費通知（医療費のお知らせ）」を送付します（2月発送）

医療費通知（医療費のお知らせ）は、被保険者の皆さんに健康に対する理解を深めてもらい、医療機関の名称や通院（入院）日数、医療費総額や自己負担相当額などを記載することで、重複受診の抑制など医療保険の健全な運営を図ることを目的として発送しています。

2月発送の医療費通知には、データ処理時期の都合上、令和元年11月以降の診療分は記載されませんので、領収書などでご確認ください。また、保険対象外の診療分、医療機関からの請求遅れなどの理由により一部記載されない場合があります。

※医療費通知の再発行はできませんので、領収書と一緒に大切に保管してください。

健康

がん検診と予防接種のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診の希望調査を行います
令和2年度三豊市がん検診希望調査を、2月中旬頃、対象となる世帯に送付します。
家族で確認し、希望する検診にチェックをして、同封の返信用封筒に入れて郵送するか、健康課または各支所へご持参ください。希望しない場合は、「希望しない」にチェックをして返信してください。



提出期限 2月28日（金）
※国保人間ドック希望の人（永康病院を希望する子宮頸がん・乳がん検診の対象者以外）は、がん検診希望調査票を未記入で提出してください。ただし、世帯全員が人間ドック希望の場合は、がん検診希望調査票を提出する必要はありません。



令和元年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者
※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を受けたことのある人は除きます

65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
85歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
90歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
100歳以上	大正9年4月1日までに生まれた人

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種（定期接種）
令和元年度高齢者用肺炎球菌予防接種（定期接種）の接種期限は、3月31日までです。
対象者には、ピンク色の予防接種票を送付しています。接種を希望する人は医師と相談し、期限内に接種しましょう。

くらし

空き家対策出前講座・個別相談会

▶申し込み・問い合わせ 県住宅課 ☎087-832-3583 FAX:087-806-0239

講座内容・相談内容	定員	会場	日時	出前講座	個別相談会
空き家の適切な管理や活用方法、相続する際の注意点	100人	市民交流センター	3月7日（土） 午後2時～3時30分	出前講座	
空き家の売買・賃貸、利活用に関する相談や改修・除却などの補助制度に関する相談	10組 （1組当たり45分程度）	豊中町保健センター	3月12日（木） 午前10時～午後4時		個別相談会

日時・会場
県職員による出前講座と、宅地建物取引士および市職員による個別相談会を開催します。空き家についてお悩みの人は、お申し込みください。

申込方法
申込期限 3月5日（木）午後5時
電話、FAXまたはメールで、住所・氏名・連絡先を県住宅課までご連絡ください。
※個別相談会は、三豊市・観音寺市に空き家を所有している人が対象です。相談に的確に対応するため、事前に相談内容を確認させていただきます。